

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 令和6年6月 1日
(第53期) 至 令和7年5月31日

会社名 互助会保証株式会社

E04767

目次

頁

表紙

第一部	企業情報	1
第1	企業の概況	1
1.	主要な経営指標等の推移	1
2.	沿革	2
3.	事業の内容	2
4.	関係会社の状況	2
5.	従業員の状況	2
第2	事業の状況	3
1.	経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	3
2.	サステナビリティに関する考え方及び取組	3
3.	事業等のリスク	5
4.	経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	6
5.	重要な契約等	9
6.	研究開発活動	9
第3	設備の状況	10
1.	設備投資等の概要	10
2.	主要な設備の状況	10
3.	設備の新設、除却等の計画	10
第4	提出会社の状況	11
1.	株式等の状況	11
2.	自己株式の取得等の状況	15
3.	配当政策	15
4.	コーポレート・ガバナンスの状況等	16
第5	経理の状況	24
1.	財務諸表等	25
(1)	財務諸表	25
(2)	主な資産及び負債の内容	53
(3)	その他	53
第6	提出会社の株式事務の概要	54
第7	提出会社の参考情報	55
1.	提出会社の親会社等の情報	55
2.	その他の参考情報	55
第二部	提出会社の保証会社等の情報	56

監査報告書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和7年8月27日
【事業年度】	第53期（自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日）
【会社名】	互助会保証株式会社
【英訳名】	MUTUAL SERVICE AID GUARANTEE CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 横田 俊之
【本店の所在の場所】	東京都港区西新橋1丁目18番12号（COMS虎ノ門）
【電話番号】	（03）6550－9222（代表）
【事務連絡者氏名】	総務部長 金井 豊
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋1丁目18番12号（COMS虎ノ門）
【電話番号】	（03）6550－9222（代表）
【事務連絡者氏名】	総務部長 金井 豊
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次		第49期	第50期	第51期	第52期	第53期
決算年月		令和3年5月	令和4年5月	令和5年5月	令和6年5月	令和7年5月
営業収入	百万円	1,434	1,433	1,434	1,425	1,392
経常利益	〃	2,346	1,986	1,786	1,812	1,841
当期純利益	〃	1,365	1,371	696	1,258	1,297
持分法を適用した場合の投資利益	〃	—	—	—	—	—
資本金	〃	3,980	3,980	3,980	3,980	3,980
発行済株式総数						
普通株式	株	96,000	96,000	96,000	96,000	96,000
優先株式		60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
純資産額	百万円	44,623	43,766	43,616	45,141	46,932
総資産額	〃	111,530	100,412	100,330	102,084	104,428
1株当たり純資産額	円	402,331	393,396	391,841	407,722	426,376
1株当たり配当額						
普通株式		400	400	800	400	400
(内1株当たり中間配当額)	〃	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
優先株式	(〃)	1,000	1,000	2,000	1,000	1,000
(内1株当たり中間配当額)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益	〃	13,598	13,664	6,002	12,489	12,885
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	〃	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	40.0	43.6	43.5	44.2	44.9
自己資本利益率	〃	3.0	3.1	1.6	2.8	2.8
株価収益率	倍	—	—	—	—	—
配当性向	%	2.9	2.9	13.3	3.2	3.1
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	2,237	1,151	743	1,004	1,001
投資活動によるキャッシュ・フロー	〃	△3,056	7,250	△850	△1,959	△682
財務活動によるキャッシュ・フロー	〃	△98	△10,098	△98	△196	△98
現金及び現金同等物の期末残高	〃	4,696	2,999	2,793	1,642	1,863
従業員数	名	17	18	19	21	20
〔ほか、平均臨時雇用人員〕	〃	〔3〕	〔3〕	〔3〕	〔3〕	〔4〕
株主総利回り	%	—	—	—	—	—
(比較指標：—)	%	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
最高株価	円	—	—	—	—	—
最低株価	円	—	—	—	—	—

- (注) 1. 営業収入は非課税につき、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
3. 株価収益率、株主総利回り、比較指標、最高株価及び最低株価については、当社の株式は非上場であるため、記載しておりません。

2【沿革】

当社は、昭和47年6月に「割賦販売法の一部を改正する法律」が成立し、互助会事業が同法の対象となるに伴い、互助会事業における加入者からの前受金保全措置としての供託委託契約の受託を事業目的として、昭和48年2月22日に設立されたものです。以来、互助会事業の発展により供託委託契約の受託額が大幅に増加すると共に、当社の業容も拡大し、本社も昭和57年12月に東京都千代田区岩本町3丁目4番5号から東京都港区虎ノ門5丁目13番1号へ移転、さらに、平成29年1月には東京都港区西新橋1丁目18番12号に新社屋を建設し、今日に至っております。

3【事業の内容】

当社は、昭和48年3月15日から施行された改正割賦販売法に基づき同法第35条の4に定める指定受託機関として、前払式特定取引業者と前受業務保証金供託委託契約を締結することを業としています。この「前受業務保証金供託委託契約」とは、割賦販売法第18条の3の規定に基づく前受金保全措置のための契約であって、当社の供託委託契約業務は前払式特定取引の方法により同法の指定役務を行う事業者で当社に出資した者又は受託事業基金を拠出した者を対象としています。委託者が割賦販売法の定める一定の事由に該当することになりかつ経済産業大臣から指示があった時は、当社は委託者のために委託額に相当する額の前受業務保証金を供託します。

事業の運営については経済産業大臣の承認を受けた業務方法書などに基づき実施されており、これによる当社の受託限度は当社の自己資本及び受託事業基金の合計額の25倍以内で、かつ、一供託委託者に対する受託限度は原則として当社の自己資本と、受託事業基金に50パーセント以下の率を乗じた額の合計額に相当する額となっています。

なお、経済産業省から令和5年6月12日付けをもって、資金決済に関する法律第15条の発行保証金保全契約に係る事業及び同法第44条の履行保証金保全契約に係る事業について、割賦販売法第35条の9ただし書の規定に基づき兼業承認を得ました。また、連結子会社でありましたMutual Service Aid Guarantee Insurance Corporation (MAI) は、当社が保険契約を締結している国内損害保険会社より再保険契約を引受けておりましたが、環境変化を踏まえ方針の見直しを行い、当該再保険契約については、平成30年9月の保険契約の満期をもって終了し、令和2年3月に同社の清算手続きを完了いたしました。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

令和7年5月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
20 (4)	57.8	6年5月	8,749

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員）は、年間平均人員を（外書）で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は保証事業の単一セグメントであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されていません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は「開かれた互助会保証」を経営理念に、互助会経営者との対話を積極的に行っております。

経営の基本方針は次の3点であり、割賦販売法に基づく指定受託機関として、全国の冠婚葬祭互助会に対する保証と幅広いサポートを行っております。

- ① 保証基盤の堅持
- ② 保証リスクの軽減
- ③ 互助会・業界への貢献

(2) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

令和6年7月に策定した現「中期経営計画（令和6年度～令和8年度）」の期間においては、最終年度で保証契約残高は7,632億円以上、保証基盤額（受託事業基金と純資産の合計額）は1,026億円以上という目標を掲げておりますが、計画初年の当期においては、保証契約残高は7,802億円、保証基盤額は1,013億円となりました。

互助会業界の業績は、新型コロナウイルス感染症の影響から脱し、回復傾向は続いているものの、取り巻く経営環境は少子・高齢化の進展、消費者のライフスタイル・ニーズの変化等の構造的な要因による婚礼組数の減少や葬儀単価の低下、前受金残高の減少等に加えて、急速な物価や人件費のアップ等の経費増加などにより、今後一段と厳しさが増してくるものと思われれます。

このような状況の中で、当社といたしましては、「中期経営計画(令和6年度～令和8年度)」においても、「保証基盤の堅持」、「保証リスクの軽減」、「互助会・業界への貢献」など前「中期経営計画」で掲げた経営方針を基本的に承継することにより、経営の一貫性、継続性を保つとともに、事業環境の変化により生じた経営課題に対応し、将来を見据えた具体的施策を講じることで、互助会業界をはじめとしたステークホルダーに対する役割を果たしてまいります。

引き続き、消費者保護という使命を果たすべく保証基盤の充実に従来にも増して注力するとともに、契約互助会の皆様の経営ならびに業界システムの安定・強化に貢献できるよう引き続き努力し、もって指定受託機関としての役割を果たしていく所存であります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する全体的な考え方及び取組は、以下のとおりです。

当社は、昭和48年3月15日から施行された改正割賦販売法に基づき同法第35条の4に定める経済産業大臣の指定受託機関として、互助会加入者の保護を目的とした互助会事業者との前受業務保証金供託委託契約の受託を事業としております。当社は「開かれた互助会保証」を経営理念に、「互助会業界の健全な発展に貢献すること」、「契約互助会の継続的な発展に貢献すること」、「保証基盤（受託事業基金と純資産）の強化を図ること」を経営の基本方針に掲げ、消費者、互助会業界、株主金融機関、行政官庁等すべてのステークホルダーの視点に立った経営に取り組んでおります。前受業務保証金供託委託契約の受託事業の拡大は互助会業界の発展、儀式文化の継承・振興、更には全国の契約先互助会事業者の事業を通して消費者に「感動・幸福・安心」「地域発展」という価値を提供することに貢献するものと捉えて経営に取り組んでおります。

当社は、経営理念、基本方針及び具体的経営計画を実現し、持続的成長、社会における役割を遂行するにあたっての重要なサステナビリティ項目は、以下のとおり、人的資本・職場環境整備への取組及びリスク管理・保証基盤（資金・純資産）強化の2項目であると認識しております。この2項目を中心とした重要なサステナビリティ項目に関するガバナンス及びリスク管理は「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等（1）コーポレート・ガバナンスの概要 ①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方 ②会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況 ③リスク管理体制の整備の状況」に記載のとおりです。

(1) 人的資本への取組

① 人的資本の充実に関する基本的な考え方、ガバナンス及びリスク管理

当社は、経済産業大臣指定の保証受託機関としてのコンプライアンス遵守は当然のことながら、準公的機関として、経営判断や事業遂行にあたっての適正な与信判断や妥当性等の確保が持続的発展のために不可欠であります。事業の適正な管理、統制、遂行にあたっては、人材が最重要な経営資本であり、様々な経営課題に対応できる人材の確保、従業員一人一人の力が最大限発揮される働き甲斐のある職場環境を実現することを目指しております。これらの人的資本についての経営課題は総務部が担当し、リスクの評価及び管理や課題解決に向けた対応状況、施策について役員、経営会議に報告し協議、決定することとしております。経営会議において審議を行い、必要に応じ

て取締役会に付議・報告を行い、取締役が対応状況について監督・指示を行う体制としております。

② 人的資本・職場環境整備に関する主な戦略

当社は、審査・与信管理・経営管理・資産運用等の業務経験が豊富な即戦力となりうる人材を、主に金融機関等からの中途採用によって確保しております。入社後は従業員一人一人の力が最大限活かされる働き甲斐のある職場環境の整備を行っております。

a) 人材の採用・維持

株主金融機関等から業務に即応できる高い職業倫理と業務能力を有する当社に相応しい人材を確保するよう努めております。

b) 業務実行・改善計画制度

経営課題と従業員の課題の整合、実行計画の策定、実行過程及び成果を管理する制度として運用するとともに、人事評価においても活用しております。

c) 在宅勤務制度等

災害・感染症等及び会社が必要と認める場合に在宅勤務を行うことができる勤務制度のほか育児・介護休業制度を運営しております。

d) 任用・嘱託制度運用等

定年後においても65歳まで能力本位の任用及び嘱託制度を運営しております。

e) 健康維持のための支援制度等

役職員の人数が少数で年齢が高いことを踏まえ、従業員の健康維持支援制度の充実を図っております。

f) 内部通報制度

不正防止、ハラスメント防止及びコンプライアンス遵守は、当社の重要な社会的責任であるとともに、役職員の良好な就業環境維持のために重要なことと認識しております。内部通報に関する規程を整備するとともに、社内外に従業員からの通報・相談窓口を設けております。

③ 指標及び実績

指 標	当事業年度目標	当事業年度実績
職員募集者数に対する採用数割合	100%	100%
長期傷病欠勤者数	0名	0名
従業員の平均年次有給休暇取得日数	10日以上	15日

(注) 長期傷病欠勤者数は業務上の理由による欠勤者を対象としております。

(2) リスク管理・保証基盤強化

① リスク管理に関する基本的な考え方、ガバナンス及びリスク管理

当社は、保証業務及び資産運用に関するリスク管理を業務上重要なサステナビリティ項目と判断しております。

当社では、業務方法書において保証業務及び資産運用の原則を定め、保証業務については審査規定及び審査規定細則等の関連規程を定め、資産運用については資産運用の基本原則を定め、これらに則り業務のリスクの適切な管理に努め、リスクが顕在化した場合において、生じる損失が一定の範囲になるようにリスク管理運用しております。保証業務については管理部署である業務部門各々が、資産運用については管理部がリスク管理に関する一元的管理及び対策の検討等を行い、経営会議、取締役会に付議・報告を行っております。資産運用については取締役会により設置された資産運用委員会において、各種リスクの発生状況及び管理状況、リスク管理体制の整備状況等について検証するとともに対策を指示しております。

② リスク管理・保証基盤強化に関する主な戦略

a) 保証リスク管理に関する取組

当社では、互助会との前受業務保証金供託委託契約の締結にあたっては、訪問調査、業界情報の収集、規程に則り厳正な経営成績及び資産内容等の調査、評価を行っております。また問題互助会の早期発見及び課題解決のための提案、助言を行っております。

b) 担保価値に関する取組

当社では、互助会との前受業務保証金供託委託契約の締結にあたっては、規程に則り、厳正な担保評価を行ったうえで担保取得しております。

c) 資産運用リスクに関する取組

当社は、「安全性」「効率性」「流動性」を重視した資産運用方針に基づき、外部の運用コンサルタント会社の

助言を得て、外部運用機関への運用委託を原則として、投資適格債券、不動産投資信託、株式等によるポートフォリオ運用を行っております。管理部署である管理部は月次で資産運用の運用資産別ポートフォリオ割合、損益、含み損益状況について社長等の社内の資産運用委員に報告を行い、役員は必要な対応を指示するとともに資産運用委員会、取締役会への報告・付議を行っております。

d) 上記保証業務及び資産運用に関するリスクが仮に顕在化した場合でも事業継続できる盤石な保証基盤（受託事業基金、純資産）の構築を目指して収益力の強化、自己資本の蓄積に取り組んでおります。

③ 指標及び実績

指 標	当事業年度末	当事業年度末実績
中期経営計画における保証基盤額	1,005億円以上	1,013億円

（注）保証基盤額は受託事業基金と純資産の合計額であります。

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状況及び経営成績等に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスク要因には、以下の事項があります。

なお、経営成績等に影響を与える要因はこれらに限定されるものではありません。

また、以下の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 与信リスク

これに対応するために、当社では、互助会との前受業務保証金供託委託契約の締結にあたっては、訪問調査、業界情報の収集、厳正な経営成績及び資産内容等の調査、評価を行っております。また財務上は保証基盤の充実に注力しております。しかしながら、契約先互助会が急激な業績悪化等により経営破綻となった場合には、当社の財政状況及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 担保価値低下リスク

当社では、互助会との前受業務保証金供託委託契約の締結にあたっては、規程に則り不動産担保評価を行ったうえで担保取得しております。担保不動産の価値低下が直ちに当社の財政状況及び経営成績等に影響を与えるものではありませんが、契約先互助会が経営破綻となった場合には、当社の財政状況及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。これに対応するため、保証基盤の充実に注力しております。

(3) 資産運用リスク

これに対応するために、当社は、「安全性」「効率性」「流動性」を重視した資産運用方針に基づき、外部専門機関への運用委託を原則として、投資適格債券、不動産投資信託、株式等によるポートフォリオ運用を行っております。市況の低迷や市場金利の上昇等により、保有資産の評価損の発生や、含み損益が悪化した場合には、当社の財政状況及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制に関するリスク

当社は、保証事業においては割賦販売関連法規、人事労務においては労務関連法規、財務・税務分野においては会計税務関連法規その他の法的規制を受けております。当社が各種の法的規制を遵守できなかった場合、又は各種の規制の変更や新たな法的規制の制定が当社の予想を超えて実施された場合には、当社の財政状況及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。これに対応するため、法的規制を遵守するとともに、保証基盤の充実に注力しております。

(5) 災害・事故・感染症のリスク

これに対応するため、当社の事業所が存する地域において大規模な自然災害や事故が発生した場合及び感染症による感染が拡大した場合に備えた勤務体制の構築及び与信リスクの管理強化に取り組んでおります。しかしながら、当社の想定を超えた災害や事故の発生及び感染症の拡大に伴い当社の勤務体制へ重大な影響が発生した場合、契約先互助会の経営状態が悪化した場合には、当社の財政状況及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度の景況を概観しますと、我が国経済は、製造業の輸出等に弱さが見られたものの、人手不足に対応した省力化やデジタル化に向けた設備投資の増加、堅調なインバウンド需要等を追い風に緩やかな回復が続きました。一方、個人消費は、物価高の長期化を受けて伸び悩みが続きました。

また、金融市場においては、ドル円相場は内外金利差から一時160円を超える水準まで円安が進みましたが、その後の日米の政策金利の変更等から円高が進行し、期末にかけて140円台前半で推移しました。日経平均株価は米国トランプ政権の関税政策による世界経済の減速懸念の高まりを受け、4月に一時3万円台まで下落しましたが、その後持ち直し、期末にかけて概ね3万7千円台で推移しました。金利については、国内長期市場金利は期末にかけて1.5%台で推移し、一時低下した米国の長期市場金利は、米国経済の堅調さの評価から再び4.4%台まで上昇しました。

企業の資金運用は、米国等の金融政策、経済政策及び世界の地政学的リスクの状況によって大きく影響を受ける難しい局面が続いております。

このような状況の中で、当社の契約先である冠婚葬祭業界の業況は、社会経済活動の復活や契約先互助会の収益力強化への取組にしたがって売上高、利益ともに引き続き回復傾向が続きました。

一方、冠婚葬祭互助会の重要な経営基盤の一つであります前受金残高は、減少が続きました。第105基準日（令和7年3月31日）におけるわが国全国互助会231社の前受金残高は、第103基準日（令和6年3月31日）比1.4%減の2兆3,786億円と338億円の減少となりました。

同基準日における当社の契約先互助会141社の前受金残高も、第103基準日（令和6年3月31日）比1.3%減の2兆1,682億円と284億円の減少となりました。

損益状況は次のとおりであります。

営業収益は、契約額が減少したことを主因に前年度比33百万円減の1,392百万円となりました。

営業費用は、前年度比4百万円減の634百万円を計上しました。

以上の結果、前年度比29百万円減の757百万円の営業利益となりました。

営業外収益は、受取配当金、有価証券利息及び投資有価証券運用損益等の合計1,025百万円、ならびにテナントからの受取賃貸料106百万円等の合計1,131百万円を計上しました。

営業外費用は、社屋の賃貸収入原価47百万円を計上しました。

以上の結果、経常利益は、前年度比1.6%増の1,841百万円となりました。

特別利益として責任準備金戻入172百万円を、特別損失として責任準備金繰入159百万円を計上しました。

当期純利益は、前年度比3.0%増の1,297百万円となりました。

令和6年7月に策定した「中期経営計画（令和6年度～令和8年度）」の期間においては、最終年度で保証契約残高は7,632億円以上、保証基盤額（受託事業基金と純資産の合計額）は1,026億円以上という目標を掲げておりますが、計画初年度の当事業年度末においては、保証契約残高は7,802億円、保証基盤額は1,013億円となりました。引き続き保証事業及び資産運用においてリスク管理力の強化策を実行するとともに、中長期的な経営環境変化に備え、着実な利益剰余金の内部留保等により保証機関としての信頼を維持すべく財政強化を行ってまいります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、1,863百万円となり、前事業年度末に比べ221百万円増加しました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動で得られた資金は1,001百万円となりました。これは営業収入1,389百万円、利息及び配当金の受取りによる収入額513百万円、受託事業基金の受入れによる収入103百万円、その他の営業支出等1,005百万円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動で使用した資金は682百万円となりました。これは有価証券の償還による収入2,100百万円、投資有価証券の売却による収入470百万円及びその他の収入が10,296百万円ありましたが、投資有価証券の取得による支出3,303百万円及びその他の支出が10,245百万円あったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動で使用した資金は98百万円となりました。これは普通株式の配当及び第一種優先株式の配当による支出98百万円によるものであります。

(3) 生産、受注及び販売の実績

a. 販売方法

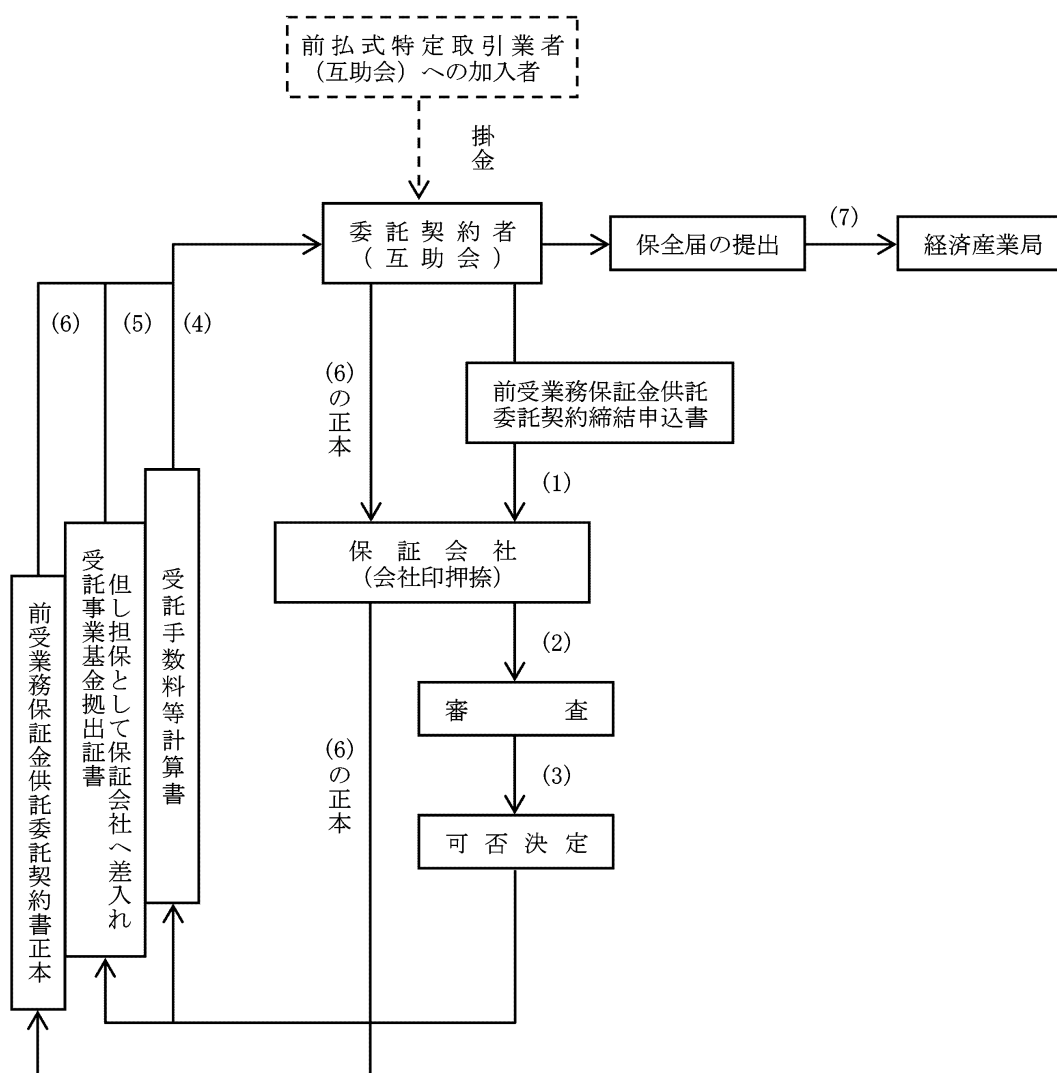
当社の前受業務保証金供託委託契約業務は、供託委託契約者（互助会）より毎年3月末日及び9月末日を基準日とする契約について申込を受け、これを審査のうえ、経済産業大臣によって承認された受託限度額の範囲内で前受業務保証金供託委託契約を締結します。この間、受託手数料の領収と受託事業基金の預託を受けます。

当社は、前受業務保証金供託委託契約書の正本を委託者に交付し、委託者はこの写を前受業務保全措置届出書に添付して各基準日から50日以内に経済産業大臣に提出し保全措置を終わることとなります。

なお、この手続きの流れを示せば次のとおりであります。

前受業務保証金供託委託契約業務の流れ

（契約申込から契約書正本交付まで）



b. 供託受託契約状況

供託受託契約状況は次のとおりであります。

期別	前事業年度 (自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)				当事業年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)			
区分	供託受託契約額		供託受託契約残高 令和6年5月31日現在		供託受託契約額		供託受託契約残高 令和7年5月31日現在	
	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
	297	1,585,825,767	148	790,770,268	285	1,567,549,764	141	780,204,892
計	297	1,585,825,767	148	790,770,268	285	1,567,549,764	141	780,204,892

(注) 供託受託契約の契約期間は6ヶ月であるため、供託受託契約額は2基準日の合計額であります。

c. 供託受託契約実績及び収入手数料

供託受託契約実績及び収入手数料は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)		当事業年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)	
区別	計	収入手数料 (千円)	計	収入手数料 (千円)
件数・金額 (件)	297	1,409,469	285	1,389,685
供託受託契約額 (千円)	1,585,825,767		1,567,549,764	
供託受託契約残高(A) (千円)	790,770,268		780,204,892	
供託受託契約限度額(B) (千円)	2,486,187,481		2,533,028,452	
供託受託契約限度額に対する供託受託契約残高の比率 (A) / (B) (%)	31.8		30.8	

(注) 収入手数料は非課税につき消費税等は含まれておりません。

(4) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度の末日現在において判断したものであります。

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 資産

当事業年度末の資産合計につきましては104,428百万円となり、前事業年度末に比べ2,344百万円増加しました。これは主に投資有価証券の増加によるものであります。

b. 負債

当事業年度末の負債合計につきましては57,496百万円となり、前事業年度末に比べ553百万円増加しました。これは主に繰延税金負債の増加によるものであります。

c. 純資産

当事業年度末の純資産合計につきましては46,932百万円となり、前事業年度末に比べ1,790百万円増加しました。これは主に受託事業基金積立金及びその他有価証券評価差額金等の増加によるものであります。

経営成績については、「(1) 経営成績等の状況の概要」をご参照ください。なお、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」及び「3 事業等のリスク」をあわせてご参照ください。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の当事業年度のキャッシュ・フローの状況については、「(2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

当社の資本の財源及び資金の流動性については、運転資金需要のうち主なものは、人件費等の経費であり内部資金により調達しております。当社は事業に必要な流動性と資金源泉を安定的に確保することを基本方針としております。流動資産から流動負債を差し引いた運転資本については、当事業年度末現在において51億円の超過となっております。

長期資金需要につきましては、内部資金により調達することを基本方針としております。当事業年度末において、設備投資等の重要な支出の予定はありません。

また、当事業年度末現在において、有価証券及び投資有価証券の残高は937億円となっております。資産運用につきましては、「安全性」「効率性」「流動性」を重視した資産運用方針に基づき、外部専門機関への運用委託を原則とし、投資適格債券、不動産投資信託、株式等によるインカムゲインを重視した「ポートフォリオ運用」を基本とし、社内の業務方法書及び資産運用の基本方針に則り、特に「安全性」に注意を払い運用しております。

③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この財務諸表の作成に当たって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

5 【重要な契約等】

特記すべき事項はありません。

6 【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

重要な設備投資はありません。

2【主要な設備の状況】

令和7年5月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (名)
			建物	什器備品	土地 (面積㎡)	合計	
本社 (東京都港区)	前受金の 保証事業	その他設備	1,126,521	3,606	2,029,442 (377.24)	3,159,569	20

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	384,000
第一種優先株式	60,000
計	444,000

②【発行済株式】

種類	当事業年度末発行数(株) (令和7年5月31日)	提出日現在発行数(株) (令和7年8月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	96,000	96,000	該当なし	当社は単元株制度は採用しておりません。(注1)
第一種優先株式	60,000	60,000	該当なし	当社は単元株制度は採用しておりません。(注2)
計	156,000	156,000		

(注1) 株式の譲渡制限に関する規定は次のとおりであります。

当社の発行する全部の株式について、会社法第107条第1項第1号に定める内容(いわゆる譲渡制限)を定めており、当該株式の譲渡又は取得について取締役会の承認を要する旨を定款第8条において定めております。

(注2) 第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

(i) 優先配当金

I. 優先配当金

当社は、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株式を有する株主(以下優先株主という。)又は優先株式の登録株式質権者(以下優先登録株式質権者という。)に対し、普通株式を有する株主(以下普通株主という。)又は普通株式質権者(以下普通登録株式質権者という。)に先立ち、次に定める額の金銭による剰余金の配当(以下配当により支払われる金銭を優先配当金という。)を行う。

第一種優先株式

1株につき年1,000円

II. 非累積条項

ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対し支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(ii) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、次に定める額の金銭を支払う。

第一種優先株式

1株につき100,000円

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(iii) 取得条項

当社は、平成29年9月30日以降の当社の取締役会が取得日として定める日に、第一種優先株式1株につき100,000円で、第一種優先株式を取得することができる。

(iv) 議決権条項

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(v) 種類株主総会の決議

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成24年10月1日 (注)	60	156	3,000,000	3,980,000	3,000,000	3,014,509

(注) 有償第三者割当によるものです。

発行価格 100千円

資本組入額 3,000,000千円

主な割当先 (株)ベルコ、(株)日本セレモニー 他37社

(5) 【所有者別状況】

① 普通株式

令和7年5月31日現在

区分	株式の状況								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	合計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	8	－	118	－	－	5	131	－
所有株式数（株）	－	35,200	－	60,720	－	－	80	96,000	－
所有株式数の割合（％）	－	36.7	－	63.3	－	－	0.1	100	－

② 優先株式

区分	株式の状況								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	合計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	38	－	－	－	38	－
所有株式数（株）	－	－	－	60,000	－	－	－	60,000	－
所有株式数の割合（％）	－	－	－	100	－	－	－	100	－

(6) 【大株主の状況】

① 所有株式数別

令和7年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ベルコ	池田市空港1-12-10	7,792 (4,500)	5.0
株式会社セレマ	京都市中京区西ノ京中御門東町134番地	6,428 (4,500)	4.1
株式会社日本セレモニー	下関市王喜本町6-4-50	5,530 (4,500)	3.5
株式会社レクスト	名古屋市中区富士見町10-27	5,364 (1,000)	3.4
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	4,800	3.1
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	4,800	3.1
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内1-4-5	4,800	3.1
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2-2-1	4,800	3.1
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-1	4,800	3.1
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	4,800	3.1
アルファクラブ武蔵野株式会社	さいたま市大宮区上小町535番地	4,754 (4,500)	3.0
株式会社アークベル	新潟市中央区南笹口2-7-20	4,739 (2,500)	3.0
株式会社サンレー	北九州市小倉北区上富野3-2-8	4,482 (2,500)	2.9
ユウベル株式会社	広島市西区南観音3-16-19	4,320 (3,000)	2.8
株式会社117	姫路市古二階町63番地	3,778 (2,500)	2.4
株式会社京阪互助センター	大阪市北区西長柄1-6-14	3,772 (2,000)	2.4
株式会社千代田	東京都荒川区西日暮里2-39-4	3,676 (2,000)	2.4
株式会社くらしの友	東京都大田区西蒲田8-2-12	3,650 (2,500)	2.3
株式会社メモリード	長崎市稲佐町2番2号	3,454 (2,200)	2.2
りそなカード株式会社	東京都江東区木場1-5-25	3,200	2.1
東洋不動産株式会社	東京都港区虎ノ門1-1-28	3,200	2.1
ヒューリック株式会社	東京都中央区日本橋大伝馬町7-3	3,200	2.1
三井住友カード株式会社	大阪市中央区今橋4-5-15	3,200	2.1
株式会社デベロツパー三信	東京都千代田区神田錦町3-11	3,200	2.1
三菱UFJ代行ビジネス株式会社	東京都府中市日鋼町1-1	3,200	2.1
計	—	109,739 (38,200)	70.3

(注)所有株式数の()内書きは、優先株式であります。

② 所有議決権数別

令和7年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する所有議 決権数の割合 (%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	4,800	5.0
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	4,800	5.0
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内1-4-5	4,800	5.0
株式会社りそな銀行	大阪府中央区備後町2-2-1	4,800	5.0
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-1	4,800	5.0
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	4,800	5.0
株式会社レクスト	名古屋市中区富士見町10-27	4,364	4.5
株式会社ベルコ	池田市空港1-12-10	3,292	3.4
東洋不動産株式会社	東京都港区虎ノ門1-1-28	3,200	3.3
りそなカード株式会社	東京都江東区木場1-5-25	3,200	3.3
ヒューリック株式会社	東京都中央区日本橋大伝馬町7-3	3,200	3.3
三井住友カード株式会社	大阪府中央区今橋4-5-15	3,200	3.3
株式会社デバロツパー三信	東京都千代田区神田綿町3-11	3,200	3.3
三菱UFJ代行ビジネス株式会社	東京都府中市日鋼町1-1	3,200	3.3
株式会社名古屋冠婚葬祭互助会	名古屋市中区本通1-21	2,248	2.3
株式会社アークベル	新潟市中央区南笹口2-7-20	2,239	2.3
計	—	60,143	62.6

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

令和7年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一種優先株式 60,000	—	「1. 株式等の状況」の 「(1) 株式の総数等」の 「②発行済株式」の注記 に記載されております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 96,000	96,000	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	156,000	—	—
総株主の議決権	—	96,000	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主への利益還元と消費者保護のための保証基盤の確立を重要な経営方針として、事業の運営にあたっております。

当社は、年1回期末に利益剰余金の配当を行うことを基本方針としております。利益剰余金の配当の決定機関は株主総会であります。

こうした経営方針を踏まえ、利益配分については、長期に安定した配当と、内部留保のバランスをとることを基本方針としております。

予定どおり、当期の期末配当金は、普通株式は、1株につき400円とし、第一種優先株式は、定款所定の配当額である1株当たり1,000円、その結果、金銭支払総額98,400千円とし、効力発生日を令和7年8月25日とさせていただきたいと存じます。また、繰越利益剰余金を減少し、受託事業基金積立金として1,200,000千円を積み立てることといたしました。

なお、当事業年度に係る利益剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日		配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
令和7年8月22日 定時株主総会決議	普通株式	38,400 (普通配当 38,400)	400 (普通配当 400)
	第一種優先株式	60,000 (普通配当 60,000)	1,000 (普通配当 1,000)

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、互助会加入者の保護と業界の健全な発展を目的とする公共性の強い機関であり、事業の適正な運営を確保することが求められています。そのため、割賦販売法等法令遵守を徹底するとともに、社外取締役を積極的に迎え入れるなど、透明性が高く、牽制機能を備えた経営システムの構築を目指しています。

② 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

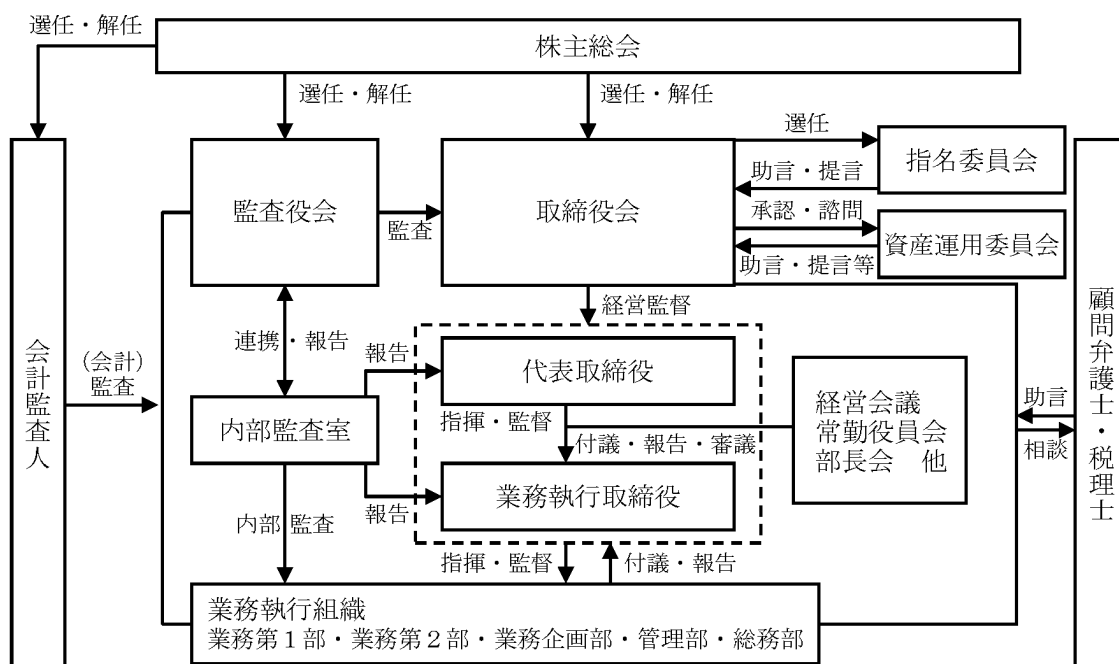
当社は、監査役会制度採用会社であります。

取締役会については、取締役14名、うち社外取締役11名で構成され、法令、定款及び取締役会規程等に基づき運営されております。当期については5回開催いたしました。

監査役会については、監査役4名以下、うち社外監査役2名以上で構成され、法令、定款及び監査役規程等に基づき運営されております。当期については6回開催いたしました。

会計監査人と監査役会は、年度を通じて連携して監査を実施するとともに、期中を通じて随時情報交換を密にしております。

また、内部監査室は、室長と室員2名で構成され、組織規程および内規等に基づき連携・運営されております。なお、当システムを図表で示せば次のとおりであります。



③ リスク管理体制の整備の状況

当社において想定されるリスクについては、各種規則・マニュアルを制定し、保証業務に関するものは業務部・業務企画部・管理部担当者が対応、それ以外のものは管理部・総務部担当者が対応し、役員が総合的な管理を行っております。

④ 役員報酬の内容

取締役の年間報酬総額 59百万円

監査役の年間報酬総額 14百万円

(なお、社外取締役については無報酬、社外監査役1名以外は無報酬であります。)

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規程に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役については、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。これは、社外取締役及び社外監査役が職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮することを目的とするものであります。

⑥ 取締役の定数

当社の取締役は、14名以内とする旨を定款で定めております。

⑦ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の特別決議の定足数をより確実に充足できるようにするため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

⑨ 種類株式の発行

普通株式の発行のほか第一種優先株式を発行しております。

第一種優先株式について議決権を有しないこととしている理由は、資本増強にあたり既存株主への影響を考慮したためであります。

第一種優先株式の内容については「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ②発行済株式」の(注2)をご参照ください。

⑩ 取締役会及び企業統治に関して任意に設置する委員会等の活動状況

a) 取締役会

取締役会は原則として年5回開催し、重要な議案が生じた場合には適宜開催することとしております。当事業年度において当社は取締役会を5回開催しており、個々の取締役及び監査役の出席状況については次のとおりであります。

区 分	氏 名	開催回数	出席回数
社外取締役(会長)	山下 裕史	5回	5回
代表取締役(社長)	舟町 仁志	5回	5回
常務取締役	岩木 権次郎	1回	1回
常務取締役	石田 恵三	5回	5回
常務取締役	三浦 裕幸	4回	4回
社外取締役	飯島 弘行	5回	4回
社外取締役	神田 輝	5回	5回
社外取締役	栗林 徹	5回	4回
社外取締役	齋藤 斎	5回	5回
社外取締役	齋藤 允	1回	1回
社外取締役	島村 和良	5回	4回
社外取締役	杉山 茂之	5回	4回
社外取締役	鈴木 秀和	4回	4回
社外取締役	村上 拓生	4回	4回
社外取締役	吉田 卓史	5回	4回
社外取締役	渡邊 正典	5回	3回
常勤監査役	掛川 昇	1回	1回
常勤監査役	目澤 裕二	4回	4回
社外監査役	佐久間 庸和	5回	5回
社外監査役	関 啓一	1回	1回
社外監査役	高瀬 博紹	4回	4回
社外監査役	和田 浩明	4回	2回

(注) 1. 岩木権次郎、齋藤允の2氏は、取締役を辞任した令和6年8月23日開催の定時株主総会終結の時までの開催回数を対象としております。

掛川昇、関啓一の2氏は、監査役を退任した令和6年8月23日開催の定時株主総会終結の時までの開催回数を対象としております

2. 三浦裕幸、鈴木秀和、村上拓生の3氏は、新たに取締役に就任した令和6年8月23日開催の定時株主総会以降の開催回数を対象としております。
- 目澤裕二、高瀬博紹の2氏は、新たに監査役に就任した令和6年8月23日開催の定時株主総会以降の開催回数を対象としております。
3. 和田浩明氏は、監査役を辞任した令和7年5月8日までの開催回数を対象としております。

取締役会では、法令または定款に定めがあるもののほか、取締役会規程に従い、サステナビリティに関連する事項等重要な業務執行に関する事項の審議及び承認並びに当社の事業や経営全般に対する監督を行っております。

当事業年度の取締役会においては、事業報告及び計算書類の承認、定時株主総会等上程議案、供託委託契約に関する事項の他、サステナビリティに関連する取組事案として資産運用の基本方針及び運用計画・運用資産売却案、業績不芳契約先の動向と保証基盤額、職員給与改定などに関する事項について審議を行いました。

b) 指名委員会

当社は、取締役及び監査役並びに代表取締役の選任等に関して客観性・透明性を強化することにより、コーポレート・ガバナンス体制を強化するため、取締役会の任意の諮問機関として指名委員会を設置し、運営しております。議案が生じた場合に適宜開催することとしており、当事業年度において当社は指名委員会を1回開催いたしました。個々の委員の出席状況については次のとおりであります。

区 分	氏 名	開催回数	出席回数
委員長	舟町 仁志	1 回	1 回
委員	岩木 権次郎	1 回	1 回
委員	齋藤 斎	1 回	1 回
委員	齋藤 允	1 回	1 回
委員	島村 和良	1 回	1 回
委員	杉山 茂之	1 回	1 回
委員	山下 裕史	1 回	1 回
委員	渡邊 正典	1 回	1 回

(注) 当事業年度中、委員に就任していた期間に開催された回数を対象としております。

指名委員会では、指名委員会規程に従い、当社取締役から構成される委員会で取締役及び監査役並びに代表取締役の候補者の選任・解任に関する事項等について審議し、取締役会に対して助言・提言を行っております。

当事業年度の指名委員会における具体的な審議内容は、取締役候補者の選任、監査役候補者の選任、指名委員会委員候補者の選任であります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性18名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長	山下 裕史	昭和39年12月5日	平成17年8月 ㈱117代表取締役社長 (現在) ㈱大和生研代表取締役社長 (現在) 平成25年8月 当社取締役 平成30年8月 (一社)全日本冠婚葬祭互助協会会長 令和4年8月 当社取締役会長 (現在)	(注)3	—
代表取締役社長	横田 俊之	昭和35年4月14日	平成20年7月 経済産業省中小企業庁長官官房参事官 平成21年7月 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 総務部長 平成22年7月 総務省情報通信国際戦略局次長 平成24年8月 経済産業省大臣官房審議官 (政策総合調整担当) 平成25年6月 中小企業庁次長 平成26年7月 独立行政法人日本貿易振興機構ニューヨーク事務所長 平成28年11月 沖電気工業㈱顧問 平成29年4月 同社理事 平成30年4月 同社執行役員経営基盤本部長 令和3年6月 同社常勤監査役 令和5年4月 亜細亜大学国際関係学部特任教授 (現在) 令和7年8月 当社代表取締役社長 (現在)	(注)3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務取締役	三浦 裕幸	昭和39年10月7日	平成26年7月 経済産業省産業技術環境局計量行政室長 平成28年6月 同省関東経済産業局地域経済部長 平成30年6月 国立大学法人お茶の水女子大学リーディング大 学院推進センター特任教授・副センター長 令和2年6月 経済産業省製造産業局車両室長 令和4年7月 同省中部経済産業局総務企画部長 令和6年7月 当社総務部次長 令和6年8月 当社常務取締役（現在）	(注)3	普通株式 1
常務取締役	小澤 広太郎	昭和39年8月24日	平成21年7月 ㈱三菱東京UFJ銀行（現㈱三菱UFJ銀行） 宇都宮支社長 平成23年5月 同行コンプライアンス統括部上席調査役 平成24年9月 同行京都駅前支社長 平成26年7月 同行法人業務部上席調査役 平成27年4月 同行船橋支社長 平成29年5月 当社業務第二部審議役 令和3年6月 当社業務第二部長 令和7年3月 当社執行役員 令和7年8月 当社常務取締役（現在）	(注)3	—
取締役	神田 輝	昭和44年3月21日	平成25年2月 ㈱日本セレモニー代表取締役社長（現在） ㈱トレーダー愛代表取締役社長（現在） 平成29年10月 ㈱西九州新生活センター（現㈱日本セレモ ニー(長崎)）代表取締役社長（現在） 平成30年10月 ㈱せいぜん代表取締役社長（現在） 令和5年8月 当社取締役（現在）	(注)3	—
取締役	木下 裕弘	昭和43年2月5日	平成22年4月 ㈱みずほ銀行高輪台支店長 平成24年4月 同行営業店業務部次長 平成26年4月 みずほ信託銀行㈱人事部長 平成29年4月 同行リテール・事業法人業務部長 平成30年4月 同行執行役員リテール・事業法人業務部長 令和2年4月 ㈱みずほ銀行執行役員エリア長 令和3年7月 同行執行理事エリア長 令和4年4月 みずほビジネスパートナー㈱代表取締役副社長 令和5年4月 ヒューリック㈱理事不動産統括部担当部長 令和6年4月 同社執行役員人事部長（現在） 令和7年8月 当社取締役（現在）	(注)3	—
取締役	齋藤 斎	昭和38年11月24日	平成26年8月 (一社)全日本冠婚葬祭互助協会会長 平成29年6月 みどり生命保険㈱代表取締役社長 令和2年6月 ㈱ベルコ代表取締役社長（現在） 令和2年12月 ㈱互助センター友の会（現㈱ごじょいる）代表 取締役（現在） 令和3年8月 当社取締役（現在）	(注)3	—
取締役	杉山 茂之	昭和43年5月24日	平成22年9月 ㈱あいネット代表取締役社長（現在） 平成30年8月 (一社)全日本冠婚葬祭互助協会副会長（現在） 令和3年8月 当社取締役（現在）	(注)3	—
取締役	鈴木 秀和	昭和47年5月26日	平成24年10月 三菱UFJ信託銀行㈱受託財産企画部主任推進役 平成26年5月 同行名古屋法人営業部グループマネージャー 平成31年4月 同行金融法人部課長 令和2年4月 同行金融法人部次長 令和6年4月 同行本店法人営業部長（現在） 令和6年8月 当社取締役（現在）	(注)3	—
取締役	野口 俊幸	昭和48年10月23日	令和4年4月 ㈱三井住友銀行府中法人営業部長 令和5年4月 同行多摩法人営業部長 令和7年4月 同行日比谷法人営業第一部長（現在） 令和7年8月 当社取締役（現在）	(注)3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	村上 拓生	昭和49年3月9日	平成29年4月 ㈱りそな銀行参議院支店長 平成31年4月 ㈱りそなホールディングスSDGs推進室アドバイザー兼コーポレートコミュニケーション部グループリーダー 令和元年7月 同社SDGs推進室長兼コーポレートコミュニケーション部グループリーダー 令和2年10月 同社コーポレートコミュニケーション部グループリーダー 令和4年4月 ㈱りそな銀行東京公務部長 令和6年4月 同行赤坂支店長兼営業第一部長(現在) 令和6年8月 当社取締役(現在)	(注)3	－
取締役	山田 裕之	昭和47年4月4日	令和2年4月 ㈱みずほ銀行柏支店柏エリア法人部長 令和3年5月 同行柏法人部長 令和4年4月 同行法人業務部業務役 令和6年4月 同行法人業務部業務役、個人業務部業務役 令和7年4月 同行虎ノ門法人部長(現在) 令和7年8月 当社取締役(現在)	(注)3	－
取締役	吉田 卓史	昭和46年8月23日	平成20年6月 ㈱ライムメンバーズ代表取締役社長(現在) 平成26年6月 ㈱メモリード(北関東)代表取締役社長(現㈱メモリードグループ)(現在) 令和5年8月 当社取締役(現在)	(注)3	－
取締役	渡邊 正典	昭和39年7月21日	平成18年4月 ㈱アルス代表取締役(現在) 平成20年5月 ㈱セレモジヤパン代表取締役社長(現在) 平成23年2月 ㈱メモワール代表取締役社長(現在) 令和2年8月 当社監査役 令和4年8月 (一社)全日本冠婚葬祭互助協会会長(現在) 令和4年10月 当社取締役(現在)	(注)3	－
常勤監査役	目澤 裕二	昭和38年11月3日	平成22年2月 中央三井信託銀行㈱(現三井住友信託銀行㈱)川崎支店長 平成23年11月 同行豊橋支店長 平成26年10月 三井住友信託銀行㈱千葉支店長 平成29年11月 当社業務第一部審議役 令和4年6月 当社業務第三部長 令和6年8月 当社監査役(現在)	(注)4	－
監査役	加藤 峰孝	昭和37年6月23日	平成17年8月 ㈱ビップ代表取締役社長(現在) 平成23年8月 北陸工業㈱代表取締役会長(現在) 平成26年7月 ホクリク総業㈱代表取締役社長(現在) 令和7年8月 当社監査役(現在)	(注)5	－
監査役	佐久間 庸和	昭和38年5月10日	平成13年10月 ㈱サンレー代表取締役社長(現在) 平成25年8月 当社監査役(現在) 平成26年6月 全国冠婚葬祭互助会連盟会長 平成30年8月 (一社)全日本冠婚葬祭互助協会副会長	(注)4	－
監査役	高瀬 博紹	昭和40年9月9日	平成24年4月 三井住友信託銀行㈱名古屋住宅ローンセンター長 平成25年4月 同行池袋住宅ローンセンター長 平成30年1月 同行前橋支店次長 平成3年9月 ㈱デベロツパー三信総務部長 平成6年5月 同社理事総務部長(現在) 令和6年8月 当社監査役(現在)	(注)4	－
計					普通株式 1

- (注) 1. 取締役山下裕史、神田輝、木下裕弘、齋藤斎、杉山茂之、鈴木秀和、野口俊幸、村上拓生、山田裕之、吉田卓史及び渡邊正典は、社外取締役であります。
2. 加藤峰孝、佐久間庸和、及び高瀬博紹は、社外監査役であります。
3. 令和7年8月22日開催の定時株主総会の終結の時から令和9年5月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 令和6年8月23日開催の定時株主総会の終結の時から令和10年5月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 令和7年8月22日開催の定時株主総会の終結の時から令和10年5月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

② 社外役員の状況

山下裕史、神田輝、齋藤斎、杉山茂之、吉田卓史、渡邊正典の6氏は冠婚葬祭互助会業界について長い経験と豊富な知見を有しており、その経験と知見から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待できることから、社外取締役として選任しております。木下裕弘、鈴木秀明、野口俊幸、村上拓生、山田裕之の5氏は金融業界について長い経験と豊富な知見を有しており、その経験と知見から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待できることから、社外取締役として選任しております。

加藤峰孝、佐久間庸和の両氏は冠婚葬祭互助会業界について長い経験と豊富な知見を有しており、その経験と知見から、当社の監査体制の強化が期待できることから、社外監査役として選任しております。高瀬博紹氏は金融業界について長い経験を有しており、当社の監査体制の強化が期待できることから、社外監査役として選任しております。

社外取締役山下裕史は㈱117の代表取締役であり、当社と当社との間では前受業務保証金供託委託契約を締結しております。

これと同様な関係にあるものは以下のとおりであります。

社外取締役神田輝は㈱日本セレモニー、㈱日本セレモニー（長崎）及び㈱せいぜんの代表取締役であります。社外取締役齋藤斎は㈱ベルコ、㈱ごじょいるの代表取締役であります。社外取締役杉山茂之は㈱あいネット、㈱あいネット清水、㈱あいネット伊勢、㈱あいネット（藤枝）及び㈱平安（長野）の代表取締役であります。社外取締役吉田卓史は㈱メモリードグループ及び㈱ライムメンバーズの代表取締役であります。社外取締役渡邊正典は㈱メモワール、㈱アルス及び㈱東日本セレモニーの代表取締役であります。社外監査役加藤峰孝は㈱ビップの代表取締役であります。社外監査役佐久間庸和は㈱サンレー（九州）、㈱サンレー（北陸）の代表取締役及び㈱サンレー（沖縄）の取締役であります。

（3）【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社は監査役会設置会社であります。

監査役会については、監査役4名以下（うち社外監査役2名以上）で構成され、法令、定款及び監査役会規程等に基づき運営されております。当期については6回開催いたしました。

会計監査人と監査役会は、年度を通じて連携して監査を実施するとともに、期中を通じて随時情報交換を行っております。

なお、監査役の知見につきましては、常勤監査役の掛川昇、目澤裕二の両氏は、当社においては業務部門に携わり、財務、会計及び互助会業界に関する幅広い知識と豊富な経験を有しております。また、社外監査役の佐久間庸和氏は、㈱サンレーの代表取締役社長として、全国冠婚葬祭互助会連盟会長及び（一社）全日本冠婚葬祭互助協会副会長を歴任し、企業経営者として高い専門性と幅広い知識と経験を有しております。関啓一、高瀬博の両氏は、中央三井信託銀行㈱（現三井住友信託銀行㈱）等にて長く業務に従事し、広範な知識と専門性を有しております。和田浩明氏は、アルファクラブ武蔵野㈱の代表取締役として、互助会業界及び企業経営について幅広い知識と経験を有しております。

当事業年度において当社は監査役会を6回開催しており、個々の監査役の在任期間中における出席状況については次のとおりであります。

氏 名	開催回数	出席回数
掛川 昇	2回	2回
佐久間 庸和	6回	6回
関 啓一	2回	2回
高瀬 博紹	4回	4回
目澤 裕二	4回	4回
和田 浩明	5回	3回

監査役会においては、監査報告書の作成、常勤監査役の選定及び解職、監査方針・監査計画の策定、監査役の職務の執行に関する事項の決定を主な検討事項としております。また、会計監査人の選解任又は不再任に関する事項や、会計監査人の報酬等に対する同意等、監査役会の決議による事項について審議を行っております。

また、常勤監査役の監査活動として、取締役会その他重要な会議への出席、取締役及び使用人等にその職務の執行状況について報告を求め、内部監査室が作成した監査報告書の閲覧、重要な決裁書類等の閲覧、業務及び財

産の状況の調査を通じて取締役及びその使用人の職務の遂行状況を監視しております。これらの監査活動について、取締役及び非常勤監査役に定期的に報告しております。会計監査人に対しても独立の立場を保持し、かつ、適正な監査をしているかを監視及び検証するとともに、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

② 内部監査の状況

内部監査室は、室長と室員2名で構成され、毎年、組織規程および内規等に基づき、監査の実効性を確保するために常勤監査役との協議を経て年間監査実施計画を策定し、監査を実施しております。当事業年度は、担保等の評価及び管理状況、情報管理ルール of 遵守状況、重要物の保管管理状況等について監査を行いました。監査結果を踏まえて、内部監査室は、法令、社内規則等の遵守状況のみならず、必要に応じて監査対象部署及び所管役員に対して、業務の改善に向けた具体的な提言を行うこととしております。

内部監査室と監査役及び会計監査人は、それぞれの観点から監査を実施するとともに、監査の実効性を確保するために相互に連携を図りながら、取締役の職務執行の妥当性について監査を行っております。内部監査室の監査報告につきましては、常勤監査役、代表取締役等社内取締役及び社内各部に監査実施の都度、内部監査室が直接報告を実施し、必要に応じて常勤監査役が監査役会に、社内取締役が取締役会に報告を行うこととしております。

当システムにつきましては、「4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 ②会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況」に図表を記載しております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

b. 継続監査期間

9年間

c. 業務を執行した公認会計士

河島 啓太

山村 幸也

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他6名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、会計監査人の品質管理の状況、独立性及び専門性、監査体制が整備されていること、具体的な監査計画並びに監査報酬が合理的かつ妥当であることを確認し、監査実績などを踏まえたうえで、会計監査人を総合的に評価し選定について判断しております。

会計監査人の職務の執行に支障がある場合のほか、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、太陽有限責任監査法人は、令和5年12月26日付で金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3カ月（令和6年1月1日から令和6年3月31日まで）の処分を受けています。

監査役会は、太陽有限責任監査法人より処分の内容、業務改善計画の概要及びその進捗状況について説明を受け、改善計画の実施により継続的に業務改善に向けた取り組みが行われ、一定の改善が図られているとの説明を受けています。また監査契約の期間更新を行うことについては当社監査業務への影響がないこと、及びこれまでの当社に対する監査が適切に遂行されていること等を踏まえ、業務遂行能力、監査体制、品質管理体制等について勘案した結果、職務を適切に遂行していることが認められることから、太陽有限責任監査法人を監査法人として選定することに問題ないと判断したものであります。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

f. 監査役会による監査法人の評価

監査役会は会計監査人の独立性・内部統制体制・監査計画・監査の方法・その結果など、その職務の遂行状

況等について取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受け、会計監査人の職務の執行状況、独立性、監査報酬の水準、会計監査人と監査役または経営陣とのコミュニケーションの状況、並びに、監査法人の品質管理の妥当性及び不正リスクの対応状況等を確認しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (円)	非監査業務に基づく報酬 (円)	監査証明業務に基づく報酬 (円)	非監査業務に基づく報酬 (円)
9,500,000	-	9,500,000	-

監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の該当事項はありません。

b. その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

c. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査日数及び当社の規模・業務の特性等の要素を勘案して適切に決定しております。

d. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

(4) 【役員の報酬等】

当社は非上場会社でありますので、記載すべき事項はありません。

なお、役員報酬の内容につきましては、「4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」に記載しております。

(5) 【株式の保有状況】

当社は非上場会社でありますので、記載すべき事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(令和6年6月1日から令和7年5月31日まで)の財務諸表について、太陽有限責任監査法人による監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和6年5月31日)	当事業年度 (令和7年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,142,135	7,363,514
有価証券	2,104,939	239,952
未収入金	4,406	5,612
未収収益	44,282	48,974
前払費用	2,303	2,030
その他	150	150
流動資産合計	9,298,217	7,660,232
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,663,560	1,663,560
減価償却累計額	△473,228	△537,039
建物（純額）	1,190,332	1,126,521
什器備品	29,235	31,939
減価償却累計額	△26,891	△28,333
什器備品（純額）	2,343	3,606
土地	2,029,442	2,029,442
有形固定資産合計	3,222,118	3,159,569
無形固定資産		
ソフトウェア	12,162	3,958
ソフトウェア仮勘定	-	78,384
電話加入権	456	456
無形固定資産合計	12,618	82,799
投資その他の資産		
投資有価証券	89,550,301	93,525,876
長期前払費用	898	257
投資その他の資産合計	89,551,199	93,526,133
固定資産合計	92,785,937	96,768,503
資産合計	102,084,154	104,428,736

(単位：千円)

	前事業年度 (令和6年5月31日)	当事業年度 (令和7年5月31日)
負債の部		
流動負債		
責任準備金	※2 831,139	※2 816,314
未払金	21,755	102,443
未払費用	28,177	29,908
未払法人税等	137,329	316,921
未払消費税等	2,597	1,637
預り金	2,765	5,138
前受収益	9,759	9,759
債務保証損失引当金	1,235,209	1,191,514
その他	9	11
流動負債合計	2,268,740	2,473,648
固定負債		
受託事業基金	54,306,097	54,389,035
長期預り保証金	60,073	60,073
役員退職慰労引当金	83,688	63,459
退職給付引当金	4,111	5,009
繰延税金負債	220,041	505,407
固定負債合計	54,674,012	55,022,985
負債合計	56,942,753	57,496,633
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,980,000	3,980,000
資本剰余金		
資本準備金	3,014,509	3,014,509
資本剰余金合計	3,014,509	3,014,509
利益剰余金		
利益準備金	122,880	122,880
その他利益剰余金		
受託事業基金積立金	36,188,400	37,338,400
繰越利益剰余金	1,281,330	1,329,931
利益剰余金合計	37,592,610	38,791,211
株主資本合計	44,587,119	45,785,720
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	554,282	1,146,381
評価・換算差額等合計	554,282	1,146,381
純資産合計	45,141,401	46,932,102
負債純資産合計	102,084,154	104,428,736

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)	当事業年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)
営業収入		
収入手数料	1,409,469	1,389,685
責任準備金戻入	675,513	659,027
責任準備金繰入	△659,027	△656,665
営業収入合計	1,425,955	1,392,047
営業費用	※ 639,385	※ 634,691
営業利益	786,569	757,356
営業外収益		
受取利息	261	6,518
有価証券利息	120,478	134,589
受取配当金	348,679	356,397
投資有価証券運用益	497,706	527,588
受取賃貸料	106,466	106,466
雑収入	112	98
営業外収益合計	1,073,705	1,131,660
営業外費用		
賃貸収入原価	47,970	47,516
営業外費用合計	47,970	47,516
経常利益	1,812,304	1,841,500
特別利益		
責任準備金戻入	176,184	172,111
特別利益合計	176,184	172,111
特別損失		
責任準備金繰入	172,111	159,648
有形固定資産除却損	0	-
特別損失合計	172,111	159,648
税引前当期純利益	1,816,377	1,853,962
法人税、住民税及び事業税	567,977	554,627
法人税等調整額	△10,590	2,334
法人税等合計	557,386	556,961
当期純利益	1,258,991	1,297,001

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					受託事業基金積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	3,980,000	3,014,509	3,014,509	122,880	35,688,400	719,139	36,530,419	43,524,928
当期変動額								
剰余金の配当						△196,800	△196,800	△196,800
受託事業基金の積立					500,000	△500,000	—	—
当期純利益						1,258,991	1,258,991	1,258,991
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	500,000	562,191	1,062,191	1,062,191
当期末残高	3,980,000	3,014,509	3,014,509	122,880	36,188,400	1,281,330	37,592,610	44,587,119

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	91,867	91,867	43,616,795
当期変動額			
剰余金の配当			△196,800
受託事業基金の積立			—
当期純利益			1,258,991
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	462,415	462,415	462,415
当期変動額合計	462,415	462,415	1,524,606
当期末残高	554,282	554,282	45,141,401

当事業年度（自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					受託事業基金積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	3,980,000	3,014,509	3,014,509	122,880	36,188,400	1,281,330	37,592,610	44,587,119
当期変動額								
剰余金の配当						△98,400	△98,400	△98,400
受託事業基金の積立					1,150,000	△1,150,000	—	—
当期純利益						1,297,001	1,297,001	1,297,001
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	1,150,000	48,601	1,198,601	1,198,601
当期末残高	3,980,000	3,014,509	3,014,509	122,880	37,338,400	1,329,931	38,791,211	45,785,720

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	554,282	554,282	45,141,401
当期変動額			
剰余金の配当			△98,400
受託事業基金の積立			—
当期純利益			1,297,001
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	592,099	592,099	592,099
当期変動額合計	592,099	592,099	1,790,700
当期末残高	1,146,381	1,146,381	46,932,102

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)	当事業年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
営業収入	1,409,469	1,389,685
人件費の支出	△300,954	△325,567
その他の営業支出	△344,676	△335,609
小計	763,839	728,509
利息及び配当金の受取額	492,432	513,823
受託事業基金受入	120,538	103,702
受託事業基金返還	-	△20,764
法人税等の支払額	△372,284	△322,541
未払消費税等の増減額 (△は減少)	278	△959
その他	112	98
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,004,915	1,001,868
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△5,500,000	△10,190,000
定期預金の払戻による収入	600,000	10,190,000
投資有価証券の取得による支出	△4,047,337	△3,303,670
投資有価証券の償還による収入	500,000	2,100,000
投資有価証券の売却による収入	6,438,721	470,174
無形固定資産の取得による支出	△640	-
投資不動産の賃貸による収入	106,466	106,466
その他	△56,786	△55,062
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,959,575	△682,091
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△196,796	△98,398
財務活動によるキャッシュ・フロー	△196,796	△98,398
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,151,456	221,378
現金及び現金同等物の期首残高	2,793,592	1,642,135
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,642,135	※ 1,863,514

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8～38年

什器備品 4～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 債務保証損失引当金

契約先互助会の経営破綻により将来起こりうる債務保証に係る損失に備えるため、債務保証損失引当金の計上に関する内規等に則り、債務保証のリスクの状況を勘案し、引当金の計上要否判定及び引当額を計上しております。

(2) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、内規に基づく自己都合退職による期末要支給見積額から中小企業退職金共済制度からの給付相当額を控除した金額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は長期前払費用に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(2) 責任準備金

割賦販売法第35条の10に基づき、未経過収入手数料と営業収支差額のいずれが多い方の金額を責任準備金として計上しております。

なお、同条第2号により算出した金額（年間営業収支差額）が同条第1号により算出した金額（未経過収入手数料）を超過する金額に相当する責任準備金の繰入額、戻入額については特別損益に計上することとしております。

(重要な会計上の見積り)

債務保証損失引当金及び見積りの内容

契約先互助会の経営破綻により将来起こりうる債務保証に係る損失に備えるため、債務保証損失引当金の計上に関する内規等に則り、債務保証のリスクの状況を勘案し、引当金の計上要否判定及び引当額を計上しております。

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
債務保証損失引当金	1, 235, 209	1, 191, 514

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

(a) 見積りの算出方法及び見積りの算出に用いた主な仮定

当社は、審査規定、審査規定細則に基づいて全ての契約先互助会を評価したうえで、債務保証損失引当金の計上に関する内規等に則り、破綻懸念のある契約先互助会を対象として、供託委託契約額から担保の処分可能見込額等を控除した残高に対し、対象互助会の経営成績や財政状態及び過去の経営不振互助会の会員救済のための会員移籍又は経営権譲渡の実績などを考慮し、必要と認める債務保証損失引当金を計上しております。

(b) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

債務保証損失引当金の算定に用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定は合理的であり、債務保証に係る損失に備えるための十分な額が計上されていると判断しております。ただし、会計上の見積りに用いた仮定は過去の実績を基礎とした数値に基づいていること等の不確実性を有しており、債務者の状況や経済環境・不動産等の担保価格の変化等により、債務保証損失引当金を増額又は減額する可能性があります。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 担保に供している資産及び担保に係る債務

該当事項はありません。

※2 責任準備金

供託委託契約による収入手数料の未経過額（前受収益）に係る金額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (令和6年5月31日)	当事業年度 (令和7年5月31日)
責任準備金	659, 027千円	656, 665千円

3 代位供託保証残高

互助会等に代わって法務局に供託することを保証している残高は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (令和6年5月31日)	当事業年度 (令和7年5月31日)
	790, 770, 268千円	780, 204, 892千円

(損益計算書関係)

※ 営業費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)	当事業年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)
役員報酬	74,200千円	73,300千円
給料及び手当	135,653	138,084
役員退職慰労引当金繰入額	19,091	17,404
退職給付引当金繰入額	△359	1,568
業務委託費	89,647	103,301
租税公課	109,586	110,613
減価償却費	43,734	33,600
債務保証損失引当金繰入額	△63,782	△43,694

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式 数 (株)	増加	減少	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	96,000	—	—	96,000
第一種優先株式	60,000	—	—	60,000
合計	156,000	—	—	156,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和5年8月23日 定時株主総会及び 普通株式による種 類 株 主 総 会	普通株式	76,800 (普通配当38,400) (記念配当38,400)	800 (普通配当400) (記念配当400)	令和5年5月31日	令和5年8月24日
	第一種優先株式	120,000 (普通配当60,000) (記念配当60,000)	2,000 (普通配当1,000) (記念配当1,000)	令和5年5月31日	令和5年8月24日

5

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和6年8月23日 定 時 株 主 総 会	普通株式	繰越利益 剰余金	38,400 (普通配当38,400)	400 (普通配当400)	令和6年5月31日	令和6年8月26日
	第一種 優先株式	繰越利益 剰余金	60,000 (普通配当60,000)	1,000 (普通配当1,000)	令和6年5月31日	令和6年8月26日

当事業年度（自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	増加	減少	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	96,000	—	—	96,000
第一種優先株式	60,000	—	—	60,000
合計	156,000	—	—	156,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
令和6年8月23日 定時株主総会	普通株式	38,400 (普通配当38,400)	400 (普通配当400)	令和6年5月31日	令和6年8月26日
	第一種優先株式	60,000 (普通配当60,000)	1,000 (普通配当1,000)	令和6年5月31日	令和6年8月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
令和7年8月22日 定時株主総会	普通株式	繰越利益 剰余金	38,400 (普通配当38,400)	400 (普通配当400)	令和7年5月31日	令和7年8月25日
	第一種優先株式	繰越利益 剰余金	60,000 (普通配当60,000)	1,000 (普通配当1,000)	令和7年5月31日	令和7年8月25日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)	当事業年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)
現金及び預金勘定	7,142,135千円	7,363,514千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△5,500,000	△5,500,000
現金及び現金同等物	1,642,135	1,863,514

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、「安全性」「効率性」「流動性」を重視した資産運用方針に基づき、外部専門機関への運用委託を原則とし、投資適格債券、不動産投資信託、株式等によるインカムゲインを重視したポートフォリオ運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

有価証券及び投資有価証券は、市況の低迷や市場金利の上昇等により、保有債券の評価損の発生や含み損益の悪化のリスクがあります。このため、当社内に社外取締役を含めた「資産運用委員会」を設置し、運用方針を審議し、四半期毎に資産の運用状況について確認を行うなど、リスク管理体制を整備して運営しております。

当社は、その保有金融資産を分別管理しております。具体的には、「受託事業基金口」と「自己資金口」とに分別し、前者は原則として安全性の高い債券で運用しており、両者ともに「その他有価証券」として運用管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（令和6年5月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	91,654,241	91,654,241	—
資産計	91,654,241	91,654,241	—

当事業年度（令和7年5月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	93,764,828	93,764,828	—
資産計	93,764,828	93,764,828	—

(注1) 「現金及び預金」、「未収入金」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度 (令和6年5月31日) (千円)	当事業年度 (令和7年5月31日) (千円)
非上場株式	1,000	1,000

(注3) 「受託事業基金」については、記載を省略しております。当該基金は、主として契約上の債務を担保する目的で契約互助会より預け入れられた金銭であり、当社は契約の終了（解除）により返済義務を負うものであります。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度 (令和6年5月31日) (千円)	当事業年度 (令和7年5月31日) (千円)
受託事業基金	54,306,097	54,389,035

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
前事業年度（令和6年5月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	7,142,135	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	2,104,939	10,108,286	203,000	294,120
未収入金	4,406	—	—	—
合計	9,251,481	10,108,286	203,000	294,120

当事業年度（令和7年5月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	7,363,514	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	240,000	10,000,000	800,000	800,000
未収入金	5,612	—	—	—
合計	7,609,126	10,000,000	800,000	800,000

4. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品
前事業年度（令和6年5月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
債券	—	12,710,345	—	12,710,345
その他	—	78,943,895	—	78,943,895
資産計	—	91,654,241	—	91,654,241

当事業年度（令和7年5月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
債券	—	11,623,915	—	11,623,915
その他	—	82,140,912	—	82,140,912
資産計	—	93,764,828	—	93,764,828

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
有価証券及び投資有価証券

債券は、日本証券業協会公表の公社債店頭売買参考統計値等を時価としており、レベル2に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約等に関して重要な制限がないものは基準価格を時価とし、レベル2に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (令和6年5月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 債券	904,100	901,581	2,518
	(2) その他	18,603,504	14,708,044	3,895,460
	小計	19,507,604	15,609,625	3,897,979
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 債券	11,806,245	11,985,499	△179,204
	(2) その他	60,340,390	63,260,257	△2,919,867
	小計	72,146,636	75,245,707	△3,099,071
合計		91,654,241	90,855,333	798,907

当事業年度 (令和7年5月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 債券	303,590	301,179	2,410
	(2) その他	19,527,581	14,707,992	4,819,589
	小計	19,831,171	15,009,172	4,821,999
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 債券	11,320,325	11,549,279	△228,953
	(2) その他	62,613,330	65,532,337	△2,919,006
	小計	73,933,656	77,081,617	△3,147,960
合計		93,764,828	92,090,789	1,674,038

2. 売却したその他有価証券

前事業年度 (自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	—	—	—
(2) その他	6,438,721	—	—
合計	6,438,721	—	—

当事業年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	—	—	—
(2) その他	470,174	—	—
合計	470,174	—	—

3. 減損処理を行った有価証券

減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%～50%程度下落が4半期継続した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は退職金規程に基づく退職一時金制度を採用し、退職一時金の一部を中小企業退職金共済制度から支給する制度であります。退職給付債務の算定については、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法によっております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)	当事業年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)
退職給付引当金の期首残高	5,579千円	4,111千円
退職給付費用	△359	1,568
退職給付の支払額	1,108	669
退職給付引当金の期末残高	4,111	5,009

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (令和6年5月31日)	当事業年度 (令和7年5月31日)
非積立型制度の退職給付債務	25,020千円	26,234千円
中小企業退職金共済制度による支給見込額	20,909	21,224
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,111	5,009
退職給付引当金	4,111	5,009
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,111	5,009

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	前事業年度	△359千円	当事業年度	1,568千円
----------------	-------	--------	-------	---------

3. 確定拠出制度

当社の中小企業退職金制度への拠出額は、3,126千円（前事業年度3,096千円）であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和6年5月31日)	当事業年度 (令和7年5月31日)
繰延税金資産		
役員退職慰労引当金	25,625 千円	20,002 千円
未払事業税	21,676	19,238
債務保証損失引当金	378,220	375,565
その他	3,124	3,273
繰延税金資産小計	428,647	418,079
評価性引当額(注)	△404,063	△395,829
繰延税金資産合計	24,584	22,249
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	244,625	527,657
繰延税金負債合計	244,625	527,657
繰延税金資産の純額	—	—
繰延税金負債の純額	220,041	505,407

(注) 繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)に重要な変動が生じており、当該変動の主な内訳は、役員退職慰労引当金20,002千円、債務保証損失引当金375,565千円であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (令和6年5月31日)	当事業年度 (令和7年5月31日)
法定実効税率	30.62 %	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.07	
寄附金等永久に損金に算入されない項目	0.72	
評価性引当額の増減	△0.83	
その他	0.11	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.68	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年6月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は15,009千円増加し、その他有価証券評価差額金が15,066千円、法人税等調整額が57千円、それぞれ減少しております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため記載を省略しました。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は保証事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

１．関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前事業年度（自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等	(株)日本セレモ ニー 神田 輝	山口県 下関市	100	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 1.07	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	35,800	受託事 業基金	1,713
							受託手数料 の受入	53	－	－
	(株)防長互助セ ンター 神田 輝	山口県 防府市	20	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.02	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	144	受託事 業基金	15 －
							受託手数料 の受入	0	－	－
	(株)日本セレモ ニー(広島) 神田 輝	広島県 福山市	20	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.20	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	4,650	受託事 業基金	311
							受託手数料 の受入	6	－	－
	(株)サンファミ リー 神田 輝	岩手県 盛岡市	50	冠婚葬祭 互助会	(被所有) －	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	3,400	受託事 業基金	231
							受託手数料 の受入	5	－	－
	(株)へいあん秋 田 神田 輝	秋田県 秋田市	50	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.01	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	6,150	受託事 業基金	425
							受託手数料 の受入	9	－	－
	(株)へいあんフ ァミリー 神田 輝	山口県 岩国市	20	冠婚葬祭 互助会	(被所有) －	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	1,150	受託事 業基金	104
							受託手数料 の受入	1	－	－
	(株)日本セレモ ニー(長崎) 神田 輝	長崎県 佐世保市	62	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.01	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	1,600	受託事 業基金	106
							受託手数料 の受入	2	－	－
	(株)せいぜん 神田 輝	福岡県 北九州市	20	冠婚葬祭 互助会	(被所有) －	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	405	受託事 業基金	28
							受託手数料 の受入	0	－	－
	(株)１１７ 山下 裕史	兵庫県 姫路市	50	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 1.32	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	19,000	受託事 業基金	1,182
							受託手数料 の受入	28	－	－
	(株)メモリード (長崎) 吉田 卓史	長崎県 長崎市	650	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 1.31	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	16,780	受託事 業基金	1,109
							受託手数料 の受入	32	－	－
	(株)メモリード (北関東) 吉田 卓史	群馬県 前橋市	495	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 1.17	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	8,673	受託事 業基金	675
							受託手数料 の受入	20	－	－

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等	(株)メモリード 宮崎 卓史	宮崎県 宮崎市	600	冠婚葬祭 互助会	(被所有) －	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	5,630	受託事 業基金	396
							受託手数料 の受入	11	－	－
	(株)ライムメン バーズ 吉田 卓史	群馬県 高崎市	50	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.02	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	1,331	受託事 業基金	90
							受託手数料 の受入	3	－	－
	(株)ルクール 吉田 卓史	佐賀県 佐賀市	75	冠婚葬祭 互助会	(被所有) －	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	128	受託事 業基金	13
							受託手数料 の受入	0	－	－
	(株)マリトピア 吉田 卓史	佐賀県 佐賀市	－	冠婚葬祭 互助会	(被所有) －	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	－	受託事 業基金	－
							受託手数料 の受入	0	－	－
	(株)あいネット 杉山 茂之	静岡県 静岡市	20	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.77	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	6,884	受託事 業基金	474
							受託手数料 の受入	10	－	－
	(株)あいネット 清水 杉山 茂之	静岡県 静岡市	20	冠婚葬祭 互助会	(被所有) －	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	3,702	受託事 業基金	266
							受託手数料 の受入	5	－	－
	(株)あいネット 伊勢 杉山 茂之	三重県 伊勢市	20	冠婚葬祭 互助会	(被所有) －	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	348	受託事 業基金	39
							受託手数料 の受入	0	－	－
	(株)あいネット 藤枝 杉山 茂之	静岡県 藤枝市	20	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.73	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	3,046	受託事 業基金	203
							受託手数料 の受入	4	－	－
	(株)平安(長野) 杉山 茂之	長野県 飯田市	93	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.18	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	1,852	受託事 業基金	121
							受託手数料 の受入	4	－	－
	(株)サンレー (北陸) 佐久間 庸和	石川県 金沢市	50	冠婚葬祭 互助会	(被所有) －	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	7,092	受託事 業基金	473
							受託手数料 の受入	12	－	－
	(株)サンレー (九州) 佐久間 庸和	福岡県 北九州市	50	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 2.06	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	18,546	受託事 業基金	1,165
							受託手数料 の受入	27	－	－

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等	(株)サンレー (沖縄) 佐久間 庸和	沖縄県 那覇市	50	冠婚葬祭 互助会	(被所有) －	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	6,193	受託事 業基金	412
							受託手数料 の受入	10	－	－
	(株)玉姫グルー プ 齋藤 斎	青森県 八戸市	50	冠婚葬祭 互助会	(被所有) －	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	5,360	受託事 業基金	357
							受託手数料 の受入	9	－	－
	(株)ごじょいる 齋藤 斎	東京都 豊島区	100	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.53	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	17,404	受託事 業基金	1,251
							受託手数料 の受入	24	－	－
	(株)サンセレモ ホールディン グス 齋藤 斎	福岡県 久留米市	20	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.03	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	2,142	受託事 業基金	147
							受託手数料 の受入	3	－	－
	(株)セレマ 齋藤 斎	京都府 京都市	100	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 2.01	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	27,000	受託事 業基金	1,778
							受託手数料 の受入	40	－	－
	(株)全国長寿会 齋藤 斎	長野県 松本市	30	冠婚葬祭 互助会	(被所有) －	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	125	受託事 業基金	8
							受託手数料 の受入	0	－	－
	(株)ベルセラマ 齋藤 斎	石川県 金沢市	100	冠婚葬祭 互助会	(被所有) －	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	10,903	受託事 業基金	731
							受託手数料 の受入	16	－	－
	(株)ベルコ 齋藤 斎	大阪府 池田市	100	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 3.43	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	33,890	受託事 業基金	1,474
							受託手数料 の受入	50	－	－
	アルファクラ ブ武蔵野(株) 和田 浩明	埼玉県 さいたま 市	100	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.26	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	19,242	受託事 業基金	1,280
							受託手数料 の受入	36	－	－
	サイカンシス テム(株) 和田 浩明	埼玉県 さいたま 市	100	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.60	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	8,057	受託事 業基金	547
							受託手数料 の受入	15	－	－
	せいしん(株) 和田 浩明	埼玉県 さいたま 市	20	冠婚葬祭 互助会	(被所有) －	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	16	受託事 業基金	1
							受託手数料 の受入	0	－	－

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等	(株)東冠 和田 浩明	東京都 足立区	50	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.40	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	2,186	受託事 業基金	141
							受託手数料 の受入	3	—	—
	(株)メモワール 渡邊 正典	神奈川県 横浜市	50	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.57	前受業務保 証金供託委 託契約	前受業務保 証金供託委 託契約	5,375	受託事 業基金	388
							受託手数料 の受入	5	—	—
	(株)アルス 渡邊 正典	山梨県 富士吉田 市	50	冠婚葬祭 互助会	(被所有) —	前受業務保 証金供託委 託契約	前受業務保 証金供託委 託契約	2,409	受託事 業基金	161
							受託手数料 の受入	2	—	—
	(株)東日本セレ モニー 渡邊 正典	神奈川県 横浜市	70	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.07	前受業務保 証金供託委 託契約	前受業務保 証金供託委 託契約	3,405	受託事 業基金	417
							受託手数料 の受入	3	—	—

当事業年度（自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等	(株)日本セレモ ニー 神田 輝	山口県 下関市	100	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 1.07	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	36,000	受託事 業基金	1,713
							受託手数料 の受入	53	—	—
	(株)防長互助セ ンター 神田 輝	山口県 防府市	20	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.02	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	140	受託事 業基金	15
							受託手数料 の受入	0	—	—
	(株)日本セレモ ニー(広島) 神田 輝	広島県 福山市	20	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.20	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	4,600	受託事 業基金	311
							受託手数料 の受入	6	—	—
	(株)サンファミ リー 神田 輝	岩手県 盛岡市	50	冠婚葬祭 互助会	(被所有) —	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	3,400	受託事 業基金	231
							受託手数料 の受入	5	—	—
	(株)へいあん秋 田 神田 輝	秋田県 秋田市	50	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.01	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	6,100	受託事 業基金	425
							受託手数料 の受入	9	—	—
	(株)へいあんフ ァミリー 神田 輝	山口県 岩国市	20	冠婚葬祭 互助会	(被所有) —	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	1,100	受託事 業基金	104
							受託手数料 の受入	1	—	—
	(株)日本セレモ ニー(長崎) 神田 輝	長崎県 佐世保市	62	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.01	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	1,600	受託事 業基金	106
							受託手数料 の受入	2	—	—
	(株)せいぜん 神田 輝	福岡県 北九州市	20	冠婚葬祭 互助会	(被所有) —	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	400	受託事 業基金	28
							受託手数料 の受入	0	—	—
	(株)117 山下 裕史	兵庫県 姫路市	50	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 1.33	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	19,000	受託事 業基金	1,182
							受託手数料 の受入	28	—	—
	(株)メモリード (長崎) 吉田 卓史	長崎県 長崎市	650	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 1.31	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	17,173	受託事 業基金	1,132
							受託手数料 の受入	34	—	—
	(株)メモリード グループ 吉田 卓史	群馬県 前橋市	495	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 1.17	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	8,502	受託事 業基金	675
							受託手数料 の受入	19	—	—

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等	(株)メモリード 宮崎 卓史	宮崎県 宮崎市	600	冠婚葬祭 互助会	(被所有) －	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	5,583	受託事 業基金	396
							受託手数料 の受入	12	－	－
	(株)ライムメン バーズ 吉田 卓史	群馬県 高崎市	50	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.02	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	1,321	受託事 業基金	90
							受託手数料 の受入	2	－	－
	(株)ルクール 吉田 卓史	佐賀県 佐賀市	75	冠婚葬祭 互助会	(被所有) －	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	125	受託事 業基金	13
							受託手数料 の受入	0	－	－
	(株)あいネット 杉山 茂之	静岡県 静岡市	20	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.77	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	6,755	受託事 業基金	474
							受託手数料 の受入	10	－	－
	(株)あいネット 清水 杉山 茂之	静岡県 静岡市	20	冠婚葬祭 互助会	(被所有) －	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	3,610	受託事 業基金	266
							受託手数料 の受入	5	－	－
	(株)あいネット 伊勢 杉山 茂之	三重県 伊勢市	20	冠婚葬祭 互助会	(被所有) －	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	320	受託事 業基金	39
							受託手数料 の受入	0	－	－
	(株)あいネット 藤枝 杉山 茂之	静岡県 藤枝市	20	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.73	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	3,053	受託事 業基金	203
							受託手数料 の受入	4	－	－
	(株)平安(長野) 杉山 茂之	長野県 飯田市	93	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.18	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	1,894	受託事 業基金	124
							受託手数料 の受入	3	－	－
	(株)サンレー (北陸) 佐久間 庸和	石川県 金沢市	50	冠婚葬祭 互助会	(被所有) －	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	7,077	受託事 業基金	473
							受託手数料 の受入	12	－	－
	(株)サンレー (九州) 佐久間 庸和	福岡県 北九州市	50	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 2.06	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	18,684	受託事 業基金	1,165
							受託手数料 の受入	28	－	－

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等	(株)サンレー (沖縄) 佐久間 庸和	沖縄県 那覇市	50	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.44	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	6,193	受託事 業基金	412
							受託手数料 の受入	9	—	—
	(株)玉姫グルー プ 齋藤 斎	青森県 八戸市	50	冠婚葬祭 互助会	(被所有) —	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	5,429	受託事 業基金	361
							受託手数料 の受入	9	—	—
	(株)ごじょいる 齋藤 斎	東京都 豊島区	100	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.53	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	17,030	受託事 業基金	1,251
							受託手数料 の受入	25	—	—
	(株)サンセレモ ホールディン グス 齋藤 斎	福岡県 久留米市	20	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.03	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	2,087	受託事 業基金	147
							受託手数料 の受入	3	—	—
	(株)セレマ 齋藤 斎	京都府 京都市	100	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 2.01	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	27,000	受託事 業基金	1,778
							受託手数料 の受入	40	—	—
	(株)全国長寿会 齋藤 斎	長野県 松本市	30	冠婚葬祭 互助会	(被所有) —	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	132	受託事 業基金	8
							受託手数料 の受入	0	—	—
	(株)ベルセラマ 齋藤 斎	石川県 金沢市	100	冠婚葬祭 互助会	(被所有) —	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	10,872	受託事 業基金	731
							受託手数料 の受入	16	—	—
	(株)ベルコ 齋藤 斎	大阪府 池田市	100	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 3.43	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	33,890	受託事 業基金	1,474
							受託手数料 の受入	49	—	—
	アルファクラ ブ武蔵野(株) 和田 浩明	埼玉県 さいたま 市	100	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.26	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	19,225	受託事 業基金	—
							受託手数料 の受入	32	—	—
	サイカンシス テム(株) 和田 浩明	埼玉県 さいたま 市	100	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.60	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	7,970	受託事 業基金	—
							受託手数料 の受入	15	—	—
	せいしん(株) 和田 浩明	埼玉県 さいたま 市	20	冠婚葬祭 互助会	(被所有) —	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	16	受託事 業基金	—
							受託手数料 の受入	0	—	—

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等	(株)東冠 和田 浩明	東京都 足立区	50	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.40	前受業務保 証金供託委 託契約 役員の兼任	前受業務保 証金供託委 託契約	2,188	受託事 業基金	—
							受託手数料 の受入	1	—	—
	(株)メモワール 渡邊 正典	神奈川県 横浜市	50	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.57	前受業務保 証金供託委 託契約	前受業務保 証金供託委 託契約	5,036	受託事 業基金	388
							受託手数料 の受入	5	—	—
	(株)アルス 渡邊 正典	山梨県 富士吉田 市	50	冠婚葬祭 互助会	(被所有) —	前受業務保 証金供託委 託契約	前受業務保 証金供託委 託契約	2,381	受託事 業基金	161
							受託手数料 の受入	2	—	—
	(株)東日本セ レモニー 渡邊 正典	神奈川県 横浜市	70	冠婚葬祭 互助会	(被所有) 直接 0.07	前受業務保 証金供託委 託契約	前受業務保 証金供託委 託契約	3,322	受託事 業基金	417
							受託手数料 の受入	3	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 前受業務保証金供託委託契約は、割賦販売法第35条の3の62において準用する同法第18条の3の規定に基づき、当社と契約互助会（前払式特定取引業者）が、毎年3月31日及び9月30日における前受金残高の二分の一に相当する額の保全措置として行うものです。取引条件は、信用格付を厳格に行ったうえで、審査規定に基づいて決定しており、社長決裁を受けております。なお、当該契約において、定期預金・有価証券・不動産等の担保の受入れを行っております。
2. 当社監査役 和田浩明氏は、令和7年5月8日付で辞任しております。このため、同氏に係る関連当事者取引金額については、在任期間の取引金額を記載しております。
3. 百万円単位未満の端数は、切り捨てて表示しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)	当事業年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)
1株当たり純資産額	407,722円	426,376円
1株当たり当期純利益	12,489円	12,885円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため、記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (令和6年5月31日)	当事業年度 (令和7年5月31日)
純資産の部の合計額(千円)	45,141,401	46,932,102
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	6,000,000	6,000,000
(うち優先株式払込金額(千円))	(6,000,000)	(6,000,000)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	39,141,401	40,932,102
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	96,000	96,000

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)	当事業年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	1,258,991	1,297,001
普通株主に帰属しない金額(千円)	60,000	60,000
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,198,991	1,237,001
普通株式の期中平均株式数(株)	96,000	96,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】
【有価証券明細表】
【債券】

銘柄			券面総額（千円）	貸借対照表計上額 （千円）
有価証券	その他 有価証券	三井住友F G劣後債	240,000	239,952
		小計	240,000	239,952
投資有価 証券	その他 有価証券	T & Dホールディングス劣後債	500,000	489,700
		富国生命保険劣後債	1,000,000	985,626
		三菱UF J F G劣後債	400,000	393,300
		三井住友F G劣後債	600,000	590,970
		MS & ADインシュアランスGH劣後債	800,000	796,560
		みずほF G永久劣後債	200,000	198,380
		日本生命保険劣後債	2,800,000	2,746,250
		損保ジャパン日本興亜劣後債	200,000	198,780
		住友生命保険劣後債	2,500,000	2,484,407
		三井住友トラストHD永久劣後債	1,600,000	1,583,210
		UBS・AGロンドン社債	200,000	203,000
		1 8 8回利付国債	600,000	531,660
		1 9 0回利付国債	200,000	182,120
		小計	11,600,000	11,383,963
		計		

【その他】

種類及び銘柄			帳簿価額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	その他 有価証券	りそな 国内株式低ボラティリティ投信	2,000,000	2,870,600
		日本長期成長株集中投資	1,907,464	3,987,614
		M F S 外国株コア・ファンド	1,500,279	1,723,929
		グローバル・マネージドαファンド	1,645,686	2,068,463
		ニッセイアセットマネジメント	11,829,764	11,563,031
		国内債券（三井住友信託）	11,073,204	10,893,951
		P I M C O 日本クレジット・ファンド	10,000,000	9,145,155
		P I M C O 米国投資適格社債	17,000,000	15,717,407
		J－R E I T 指定包括信託	3,389,125	3,323,708
		外国株(モルガンS)	1,491,730	2,040,567
		国内債券（A M O n e）	12,240,243	11,970,077
		計	74,077,497	75,304,506

種類及び銘柄			投資口数	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	その他 有価証券	大和証券レジデンシャル・プライベート投資法人	600	763,126
		ジャパン・プライベート・リート投資法人	84	1,063,603
		丸紅プライベートリート投資法人	90	1,154,651
		ブローディア・プライベート投資法人	491	573,324
		ケネディクス・プライベート投資法人	270	331,220
		地主プライベートリート投資法人	20	218,643
		ヒューリックプライベートリート投資法人	800	880,264
		三井物産プライベート投資法人	680	751,008
		三菱H C キャピタルプライベートリート投資法人	246	310,923
		関電プライベートリート投資法人	300	338,188
		S C リアルティプライベート投資法人	10	122,360
		第一生命ライフパートナー投資法人	300	329,091
		計	3,891	6,836,406

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	1,663,560	-	-	1,663,560	537,039	63,811	1,126,521
什器備品	29,235	2,704	-	31,939	28,333	1,441	3,606
土地	2,029,442	-	-	2,029,442	-	-	2,029,442
有形固定資産計	3,722,238	2,704	-	3,724,942	565,372	65,253	3,159,569
無形固定資産							
ソフトウェア	241,840	-	-	241,840	237,881	8,203	3,958
ソフトウェア 仮勘定	-	78,384	-	78,384	-	-	78,384
電話加入権	456	-	-	456	-	-	456
無形固定資産計	242,296	78,384	-	320,681	237,881	8,203	82,799

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
債務保証損失引当金	1,235,209	-	43,694	1,191,514
役員退職慰労引当金	83,688	17,662	37,891	63,459

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	571
預金	
普通預金	1,862,942
定期預金	5,500,000
小計	7,362,942
合計	7,363,514

② 受託事業基金

区分	金額 (千円)
受託事業基金	54,389,035
合計	54,389,035

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	6月1日から5月31日まで
定時株主総会	8月中
基準日	5月31日
株券の種類	1株券、5株券、10株券、50株券、100株券、500株券
剰余金の配当の基準日	5月31日
1単元の株式数	該当なし
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都港区西新橋1丁目18番12号（COMS虎ノ門） 互助会保証株式会社
株主名簿管理人	なし
取次所	なし
名義書換手数料	なし
新券交付手数料	なし
単元未満株式の買取り	
取扱場所	なし
株主名簿管理人	なし
取次所	なし
買取手数料	なし
公告掲載方法	官報
株主に対する特典	なし
株式の譲渡制限	当社定款により、取締役会の承認がなければ譲渡できないものとする。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、上場会社ではありませんので、金融商品取引法第24条の7第1項の適用がありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第52期（自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日）令和6年8月27日関東財務局長に提出。

(2) 半期報告書

事業年度 第53期中（自 令和6年6月1日 至 令和6年11月30日）令和7年2月27日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

互助会保証株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河 島 啓 太
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 村 幸 也
--------------------	-------	---------

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている互助会保証株式会社の令和6年6月1日から令和7年5月31日までの第53期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、互助会保証株式会社の令和7年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

債務保証損失引当金の計上額の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、令和7年5月31日現在において、貸借対照表上、契約先互助会の経営破綻により将来起こりうる債務保証に係る損失に備えるため、債務保証損失引当金1,191,514千円を計上している。 会社は、割賦販売法に基づく指定受託機関として、前払式特定取引業者である互助会事業者と前受業務保証金供託委託契約を締結することを業としている。 互助会業界を取り巻く経営環境は、少子・高齢化の進展、消費者のライフスタイル・ニーズの変化等の構造的な要因により厳しい状況が続いている。このような状況の中、会社は前受業務保証金供託委託契約に基づく債務保証の履行に伴う損失のリスクを低減するため、委託者への訪問調査、業界情報の収集、経営成績及び財政状態等の調査・評価並びに規定に則った不動産担保の取得等を行っている。 しかしながら、当該契約に基づく委託者である互助会事業者が経営破綻など割賦販売法に定める一定の事由に該当し、経済産業大臣から指示があった場合には、会社が当該委託者のために委託額に相当する前受業務保証金を供託することになる。供託した額は委託者に対する求償債権額となり、当該求償債権が貸し倒れることにより会社に損失が発生する場合がある。 注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、会社は、審査規定、審査規定細則に基づいて全ての契約先互助会を評価したうえで、債務保証損失引当金の計上に関する内規等に則り、破綻懸念のある契約先互助会を対象として、供託委託契約額から担保の処分可能見込額等を控除した残高に対し、対象互助会の経営成績や財政状態及び過去の経営不振互助会の会員救済のための会員移籍又は経営権譲渡の実績などを考慮し、必要と認める債務保証損失引当金を計上している。 債務保証損失引当金の算定過程には、委託者の経営成績及び財政状態等の評価、個別に債務保証損失引当金の計上の要否を検討すべき経営破綻リスクの高い委託者の選定、当該委託者に対して行う定量的・定性的な経営破綻リスクの評価、担保資産の処分可能見込額の見積り及びそれらを総合的に勘案した損失見積額の算定等が含まれている。これらは会計上の見積りに該当し、経営者の判断に依存しているため、当監査法人は、債務保証損失引当金の計上額の妥当性を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、債務保証損失引当金の計上額の妥当性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。 - 債務保証損失引当金の計上に関する審査規定、審査規定細則の妥当性について、前提となる割賦販売法の定めとの整合性及び関連する会計基準等との整合性を検討した。 - 委託者に対する経営成績及び財政状態等の評価に関連する内部統制の整備状況及び運用状況を評価した。 - 個別に債務保証損失引当金の計上の要否を検討すべき経営破綻リスクの高い委託者の選定について、債務保証損失引当金の計上に関する内規等どおりに行われていることを確かめるため、関連資料を閲覧した。 - 選定された経営破綻リスクの高い委託者に対する債務保証損失引当金の計上の要否の判定に当たって会社が実施した定量的・定性的な経営破綻リスクの評価の妥当性を検討するため、関連資料を閲覧するとともに、事業の状況、資金繰り、他の互助会からの信用補完の有無を会社の評価担当者に質問した。 - 債務保証損失引当金を計上すべきと判断された委託者に対する債務保証損失引当金の計上額の算定過程について、以下の監査手続を実施した。 - 前受業務保証金供託委託契約額について、契約書と突合した。 - 委託者から取得している担保資産について、担保差入証や不動産担保に係る登記事項証明書等を閲覧した。 - 担保資産の処分可能見込額について、市場価格のある資産に対しては公表されている期末日時点の市場価格と突合した。また、不動産担保に対しては、会社が利用している不動産評価の専門家の適性、能力及び客観性を評価したうえで、当該専門家が発行したレポートを閲覧した。 - 前受業務保証金供託委託契約額から担保資産の処分可能見込額を控除した残額に対して会社が見積った損失見積額について、委託者の経営成績及び財政状態に関する質問並びに関連資料の閲覧を行うとともに、再計算を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告

することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（３）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

-
- ※ 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。